



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付
第1巻 第1号

2014年7月(第28号)

毎日暑い日が続いていますが、皆様お元気でお過ごしでしょうか。

「事務所だより7月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 年次有給休暇の付与日数
- 2 学生納付特例制度とは？
- 3 熱中症を予防しましょう。
- 4 当事務所から

年次有給休暇の付与日数

年次有給休暇とは、一定期間勤務した従業員に対して心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障するために付与される休暇のことで「有給」で休むことができる、すなわち取得しても賃金が減額されない休暇のことです。年次有給休暇が付与される要件は①雇入れの日から6ヶ月経過していること②この期間の全労働日の8割以上出勤したことの2つであり、この要件を満たすと10労働日の年次有給休暇が付与されることになっています。

また最初に付与された日から1年を経過した日に②と同様要件（最初の年次有給休暇を付与されてから1年間の全労働日の8割以上出勤したこと）を満たせば、11労働日の年次有給休暇が付与され、以後1年ごとに同様の要件を満たすことにより、次の表の日数が付与されます。

なお、付与されてから1年以内に使いきれなかった年次有給休暇は翌年に限り繰り越すことができます。

■ 年次有給休暇の付与日数

雇入れの日から起算した勤務期間	付与日数
6ヶ月	10労働日
1年6ヶ月	11労働日
2年6ヶ月	12労働日
3年6ヶ月	14労働日
4年6ヶ月	16労働日
5年6ヶ月	18労働日
6年6ヶ月以上	20労働日

【詳しい内容はこちらをクリック】



http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/faq_kijungyosei06.html

学生納付特例制度とは？

学生納付特例制度とは、所得の少ない学生が国民年金保険料の納付を先送り（猶予）できる制度です。従業員のみなさんのお子さん（20歳以上の学生）が保険料を納められない時はそのままにせず、学生納付特例を申請することをお勧めします。この制度を利用すると、保険料を納めていなくても、病気やケガで障害が残ってしまった場合には障害基礎年金を受けることができます。この制度により保険料を納めていなかった期間は将来年金額には反映されませんが、年金を受け取るための受給資格期間には算入されますので、単に保険料を未納にしているケースと比較すると年金受給額は大きく違います。

手続きは住民票を登録している市（区）役所または町村役場の国民年金窓口で行います。



熱中症を予防しましょう

熱中症は、高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調整機能がうまく働かないことにより、体内に熱がたまり、筋肉痛や大量の発汗、さらには吐き気や倦怠感などの症状が現れます。発生のピークは7月から8月であり、重症になると意識障害などが起こります。ただし、適切な予防をすれば十分に防ぐことができます。予防のキーワードは「**水分補給**」と「**暑さを避けること**」。この時期は屋外作業での労災事故が起こりやすい時期でもありますので、こまめな水分・塩分補給を忘れずに、無理のないスケジュールで作業を行きましょう。



【詳しい内容はこちらをクリック】

http://www.wbgt.env.go.jp/doc_prevention.php

当事務所から



事務所日より7月号はいかがでしょう。熱中症を防ぐためには、十分に睡眠をとることが大切ですが、暑さで寝苦しいこともありますね。そんな時は、無理せず適度に扇風機やエアコンを使用することにしています。疲れは翌日に持ち越したくないですね。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606 号

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美